

事務連絡
令和2年8月26日

各 障害福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分））

標記につきましては、令和2年6月25日付障発0625第2号の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」によりお示ししているとおり、障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしています。

これまでに、当部のコールセンター等への御意見において、

- ・ 職員が慰労金の申請を希望しているのに、施設・事業所が慰労金を申請してくれない
 - ・ 施設・事業所が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない
- という声が届いています。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、障害福祉サービス施設・事業所等を通じた一括申請の方法としております。慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者が慰労金を受け取るには、障害福祉サー

ビス施設・事業所等に申請書（及び慰労金受領の委任状）をとりまとめていただく必要がありますので、貴会におかれましては、各施設・事業所等によって、

- ・ 職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと

- ・ 派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うこと

が着実に行われるよう、障害福祉サービス施設・事業所等への丁寧なお願いや周知を行うとともに、未申請の障害福祉サービス施設・事業所等への対応状況の確認や申請のお願いをするなどし、慰労金の支給要件に該当する方々に慰労金が確実に届けられるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、都道府県向けにも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、御対応頂きますよう併せてお願ひいたします。